

松蔭大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

松蔭大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、松蔭大学については、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

法人創立者が吉田松陰の思想に感銘を受け、「知行合一（ちこうごういつ）」を建学の精神に据え、大学の使命・目的、そして教育目標を明確に定めている。建学の精神、大学の使命・目的は、学則等に明示されるとともに、各種印刷物や大学ホームページ、学内外の各種行事等において、広く周知を図っている。また、時代の変化に即した教育目標と大学の個性・特色は社会に明示されている。

大学の重要事項は、理事会、教授会等の開催前に「学長室会議」及び「評議会」で事前に協議され、教職員に対しては、学長が直接説明を行うことによって支持を得て実施されており、法人の広報誌等により学内外へも適切に周知されている。

教育研究の基本的な組織は、4学部9学科と大学院の1研究科（修士課程）、附属研究機関としての「文化教育研究所」「情報管理研究所」及び大学図書館、大学資料館からなっており、大学の使命・目的を達成する上で適切に構成されている。

「基準2. 学修と教授」について

教育課程は適切に編成され、特色ある教育方法が工夫・開発されている。単位認定条件・成績評価基準・進級条件は履修要項等に掲載しているものの、より積極的な活用を図ることが期待される。初年時より、キャリアガイダンスを徹底するなど、学生が社会人力を身に付ける指導が適切に行われている。

教職員が問題意識を共有し、協働して学修支援と教育課程の改善を行っている。また、教員による日常的な学生生活支援に加え、事務職員も協働して学生支援を行っており、充実した福利厚生の実現を目指している。

大学図書館及び看護師の養成や教職課程関係に必要なとされる実習室等、学修に不可欠かつ重要な施設が適切に整備され、少人数指導がなされており、大学として専門性を高める授業が行われている。

アドミッションポリシーは、社会に明示され、厳正な入学者選抜が行われているが、収容定員を満たす学生数は確保されていないため、改善を要する。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人の使命・目的達成のための最高意思決定機関として理事会を位置付け、事業計画・中期計画を策定している。また、大学の目的実現に向けての運営体制は、「学長室会議」「評議会」を置き、大学事務部局と連携・協力して、学長がリーダーシップを発揮できる体制が構築されている。

財務状況は、入学生の減少に伴う過去 5 年間の帰属収支差額が支出超過であるが、借入金がなく、平成 22(2010)年度から毎年基本金を積立てる等、内部留保に努めてきたこと及び有価証券の売却による経営努力により、資金面では安定している。

環境保全と人権保護及び安全確保に必要な諸規則が整備されており、大学の教育・財務情報は適正な方法で公表されている。

独立監査人による外部監査、監事による内部監査を定期的に行うとともに、業務執行状況についても厳正に行っている。

しかしながら、平成 27(2015)年 4 月に施行された学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則の整備が進められていないので、早急な対応が求められる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、平成 12(2000)年度から「自己点検・評価委員会規程」を設け、平成 27(2015)年度に理事会のもとに自己点検・評価委員会を設置して、自己点検・評価体制を確立し、学長のリーダーシップのもとで自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書を作成し、学内のネットワーク上で全教職員の確認をとって公表されており、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が行われている。

学生による授業評価と教員相互による授業参観、学生意識調査等を活用し、大学の自主性・自律性を重視した改善に対する取組みが進められている。

総じて、大学は自らが掲げる建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取り組んでいる。大学は「ホスピタリティ」の精神を人材育成のポリシーと捉え、教育課程の充実を図っており、それを一層強く意識した大学運営が今後期待される。しかしながら、収容定員充足率や大学運営に関する一部の法令遵守の課題を抱えており、早急な改善が求められる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A. 社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為第3条に明示されている吉田松陰の思想である「知行合一」の建学の精神を踏まえ、大学学則第1条に具体的に明文化され、公表されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化され、各種媒体、大学ホームページ上に示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、寄附行為第3条に示されている吉田松陰の思想である「知行合一」の建学の精神を大学の個性・特色に反映し、明確に定めている。また、各種法令に基づき、大学としての適切な目的を掲げている。

大学は、社会情勢に照らし、看護学部を設置するとともに、学科の改組を行い、教育目的を見直すなど変化への対応が行われている。また、平成29(2017)年度にはコミュニケーション文化学部を保育士等を育成する子ども学科の新設が予定されており、社会への対応についても進められている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的の策定等において、役員、教職員が関与・参画しており、理解と支持が得られている。また、使命・目的及び教育目的は、各種印刷物、大学ホームページ等で学内外に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的は、中期計画及び長期計画に反映させるとともに、各学部・学科の三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に具体化されている。また、その達成のために必要な教育研究組織が整

備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしていない。

【理由】

アドミッションポリシーの明確化と周知がなされており、アドミッションポリシーに沿った学生受入れ方法の工夫がなされている。

しかしながら、看護学部看護学科を除く各学部・学科の在籍学生数が収容定員を大幅に下回り、それぞれの充足率は著しく低くなっている。また、大学全体の収容定員充足率も極めて低く、顕著な改善の兆しは見られない。大学は抜本的な改革を実施しておらず、学年進行中の看護学科も、入学定員を満たしていない状況にある。

【改善を要する点】

○大学全体での収容定員充足率が 0.5 倍未満となっており、改善を要する。

○看護学科以外の 8 学科全てにおいて、収容定員充足率が 0.7 倍未満となっており、改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部・学科、研究科のカリキュラムポリシーが明確に定められ、学生にも明示されている。また、大学の教育基盤としている「ホスピタリティ」を全学科に科目として位置付け履修させるなど、カリキュラムポリシーに即した体系的な教育課程を編成している。授業内容・方法等の工夫及び教授方法の改善等を進めるための組織体制を整備し、運用して

いる。

年間の履修登録単位数の上限が設定されるなど、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

入学前教育における新入生への対応等、教職協働による学修及び授業支援は、適切に行われている。また、オフィスアワー制度や TA 制度を整備するとともに、全ての学生にクラスアドバイザーを配置するなど、学生に対する学修支援が広く実施されている。

中途退学者及び休学者への対応、2 年次から 3 年次での留年者への対応は、クラスアドバイザーや基礎ゼミ担当者が中心となり行われている。また、授業改善アンケートを実施し、分析することで、カリキュラムの改変や授業改善表の作成につなげるなど、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各学部・学科、大学院のディプロマポリシーが明確に定められ、また単位認定基準は学則に定められており、これらが学生に明示されている。シラバスでも成績評価基準が明示されている。単位認定に対する学生の不満に対応する制度や GPA(Grade Point Average) 制度を整備し、また欠席が多い学生には単位認定を行わないなど、厳正な運用がなされている。

進級及び卒業・修了認定も基準が明確化されているとともに、組織的な意思決定により、卒業・修了判定が適切に行われ、その手続きも定められている。

【参考意見】

○一部の科目のシラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準が明確化されていないものがあるので、早急な対応が望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリアセンター、キャリア支援課及びキャリア支援委員会を設置するとともに、教職協働で学生のキャリア支援及び就職指導に当たっている。また、キャリアガイダンスに代表されるキャリア教育が1年次より各年次で実施されており、充実したキャリア開発が行われている。

インターンシップが実施されており、マッチングのみならず、マナー研修に代表される事前研修、インターンシップでの学び等を振り返る事後研修も実施されるなど、キャリア教育の一環としてインターンシップが機能している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生による授業評価アンケートの分析結果を通じて、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。各教員はフィードバックされた分析結果をもとに「授業改善計画」を作成し、授業の改善に役立てている。シラバスには、授業の目標が記され、各教員はその目標の達成に向け、学生の学修状況や自らの講義の内容に留意している。また、学生による授業評価に対し、教員が学生に直接回答する機会を設け、教員が教育の質に対する説明責任を果たせるよう工夫している。

教員相互による授業参観も実施され、授業の質の向上に取組み効果を挙げている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生の生活支援のために学生総合センターが組織され、奨学金、課外活動、留学生支援等の学生生活全般にわたる支援を実施している。また、保健室と学生相談室が設置され、

学生の健康相談や生活相談にも対応するとともに、学生相談室は相談内容を分析し、各担当教員との連携を図っている。各種奨学金や授業料減免制度が用意され、かつ多くの学生がこれを利用している。

学生意識実態調査を実施・分析し、学生の要望をくみ上げている。その結果、学生食堂のメニューの充実、通学のためのバスの増便、ハラスメント対応窓口の設置等、学生サービスの向上に結びついている。

【優れた点】

○学生相談室員が学生生活になじめない学生を対象に昼食を摂りながら相談に対応する「集食ウィーク」の取組みは、高く評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準及び各種法令に従い、必要な専任教員数及び教授数を確保するとともに、学位や学びの分野に応じて専任教員を適切に配置している。また、「教育職員選考規則」を定め、これにのっとり教員の採用、昇任を実施するとともに、その審査のプロセスも妥当である。

「FD・SD 委員会」が中心となって授業アンケートの実施や講演会・研究会を開催し、教員の職能開発に取り組んでいる。授業評価アンケートは「FD・SD 委員会」によって分析し、各教員にフィードバックして、授業の改善に役立てている。

教務委員会が教養教育を主管し、建学の精神である「知行合一」に関連する教養教育に対して、学部横断的に取り組んでいる。

【参考意見】

○経営文化学部、コミュニケーション文化学部、観光メディア文化学部において、61 歳以上の専任教員の割合が高いため、配慮することが望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎・運動場等は大学設置基準に準じて適切な広さを確保している。図書館・IT施設が整備されるとともに、これらは適切に維持・運営されている。また、学生が憩い、交流できる休息空間の確保、ステージやピアノの設置、パウダールームを有する女子トイレの整備等、アメニティに配慮した教育環境を整備している。

耐震対応は完了しており、避難訓練も実施されている。全施設でバリアフリー化を推し進め、施設・設備の安全性と利便性に配慮している。また、施設・設備に対する学生の意見・要望をくみ上げ、その結果を改善に反映させている。

授業を行う学生数は適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしていない。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為、就業規則等において、規律と誠実性を表明している。年度ごとに事業計画を策定し、全教職員に理解と協力を求めている。

各種法令、大学設置基準の遵守について、組織的な周知・対応に努めている。防災規程により、災害対策マニュアルを策定し、安全に配慮している。また、ハラスメント防止ガイドラインを整備、ハラスメント防止委員会を設置している。財務諸表、自己点検・評価に関する情報、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定める教育情報を大学ホームページで公開している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき理事会を設置し、使命・目的を達成するための意思決定ができる体制を整備している。また、理事長は、寄附行為で法人の代表として法人の業務を総理すると規定され、法人全体の運営管理を行っている。役員については、寄附行為にのっとり定員で構成され、現在欠員はなく、選任については、寄附行為に基づき適切に実施している。平成 27(2015)年度の理事会は適切に開催され、理事の出席状況は良好である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしていない。

【理由】

大学の意思決定組織については、平成 28(2016)年 4 月から「学長室会議」を設置し、大学の主要メンバーによって諸課題を協議している。また、教授会前に「評議会」を開催し、教授会の議題など重要事項について協議している。学長は、大学の包括的な責任者として意思決定を行い、リーダーシップを発揮している。

しかしながら、学内規則において、校務に関する学長の最終決定権、学長と教授会の関係性及び役割、学長が教授会に意見を聞くべき教育研究に関する重要事項などが定められておらず、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則の整備が進められていないため、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が担保されているとは言えない。

【改善を要する点】

- 校務に関する最終的な決定権が学長にあることが学内規則に定められていないので、改善を要する。
- 学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会は学長に意見を述べる関係にあることが学内規則に定められていないので、改善を要する。
- 教授会に意見を聞くことが必要な教学に関する重要事項について、学長によって適切に定め、周知されていないので、改善を要する。
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きについて、学長によって適切に定められていないので、改善を要する。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が理事長として理事会を統括し、法人の業務を総理している。学長は理事会において、教学部門の諸課題について説明を行い、意見・要望を取りまとめている。また、大学の組織である「評議会」においては、理事が出席しており、法人の経営方針とのすり合わせ、意思疎通を行い、教授会の審議事項を共有している。監事は、全ての理事会に出席し、法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。また、「評議員会」も寄附行為のっとり適切に選考された評議員が審議を行っており、出席状況も良好である。理事長は、年度の全体目標、活動方針を明示し、各部門とのすり合わせを行うなどリーダーシップとボトムアップのバランスをとっている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人松蔭学園組織規程」「松蔭学園事務分掌規程」「松蔭大学運営組織図」を定め、適切に組織を編制し、業務を遂行している。法人事務局と大学事務局にそれぞれ事務局長を置き、事務局を統括している。事務職員は諸業務を兼ねており、必要最小限の人員配置で対応している。事務職員が経営や教学組織に参画するための専門性を身に付け、各種委員会の委員に当たるなど教職協働で大学運営することが今後期待される。

事務職員が月別に「SD 実施報告書」を提出し、OJT を中心に職員の資質向上の機会を用意している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な計画を定め、学生数の減少が進む中、学生確保のための施策として学部・学科増設の施策が進められている。また、新学科開設とそれに伴う財務計画を定め、適切な財務運営の確立に努めている。資金面では第2号基本金を十分に確保し、有価証券、流動資産も余裕を持って備えている。大学としての帰属収支差額はマイナスが続いているが、借入金がないことから事業活動に支障なく運営されている。

外部資金の導入ため、競争的資金の獲得に向けて学内規則や研究支援制度を整備し、その獲得に努めている。また、資産運用規則にのっとり資金運用収入の増収も図られている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準及び「学校法人経理規定」にのっとり、適正に会計処理が実施されている。

会計処理上の疑問点や判断の難しいものについては、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、顧問税理士等に随時質問・相談し、指導を受けるなどして適正に会計処理を行っている。

公認会計士により、日常の会計事務の処理、財産目録及び各計算書類の整合性について監査を受け、独立監査人から適正な会計処理の監査報告書を受けている。監事による監査体制も整えられている。また、監事が必要に応じ、公認会計士による会計監査時の同席や定期的な相互の意見交換を行うなど、監事と公認会計士の連携も図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学生生活実態調査、授業評価アンケート、教員の相互授業参観等を活用し、自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。また、「教員の自己評価表」を取入れている。

自己点検・評価委員会が設置され、自律的に大学の自己点検・評価を行う体制を整えている。

自己点検・評価は、平成 24(2012)年度以降毎年度実施し、自己点検・評価の実施周期の適切性に努めている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

教育開発センターを中心として、その下部組織である第三者評価室で現状把握のための調査・データ収集を行い、多くのエビデンス資料に裏付けられた客観性・透明性の高い自己点検・評価を行っている。

大学の現状を把握するため、学生意識実態調査、授業評価アンケート、教員の相互授業参観がなされ、それらのアンケートデータ等から分析を実施し、自己点検・評価に役立っている。

自己点検・評価の結果は、自己点検評価書及びエビデンス集（データ編）にまとめられている。自己点検評価書は、全教員、理事・監事・評議員に配付し、学生に対しては図書館で閲覧に供するほか、電子データ版を大学ホームページで公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価委員会の下部組織である教育開発センターと FD・SD 委員会が中心となり、自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルを円滑に実施する仕組みが確立されている。各学科は、年度目標を設定する際に PDCA サイクルを取入れ、教員は自己評

評価を提出し、PDCA サイクルが適切に機能する仕組みが備わっている。また、職員については、SD(Staff Development)活動等において、課題解決の手法として四半期ごとに「SD 実施報告書」を活用し、PDCA サイクルの仕組みを取入れている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 留学・国際交流

A-1-① 大学が持っている学術・研究・人的資源の国際社会への提供

A-2 社会貢献

A-2-① 大学施設の開放、公開講座等の実施、リカレント教育の実施

A-2-② 地域社会連携事業の実施、教員、学生の参画

A-3 教員の研究業績等

A-3-① 教員の研究業績を社会に向けて開示する体制

A-3-② 教員による研究の学問的・倫理的質の保証

【概評】

北米・ヨーロッパ・アジアの大学及び機関と提携・協力し、学生に対する短期海外研修及び長期留学制度を用意しており、海外ボランティア活動も海外短期研修として認めるなど、学生の海外での学びや社会貢献を積極的に推奨している。また、JICA(国際協力機構)横浜国際センターとの協働により、国際社会に貢献できる人材の育成に努めるとともに、各種国際機関との連携を通じて、国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献も進めている。

多くの国から留学生を受入れるとともに、「スチューデントアシスタント」と呼ばれる日本人学生による留学生に対する生活支援と交流や、留学生向けの寮が整備されるなど、留学生に対する手厚い支援が行われている。

大学の施設が厚木市民に開放されるとともに、各種検定試験の会場として活用されている。また、厚木市内の他大学との包括協定に基づく「あつぎ協働大学」では、さまざまな公開講座が開催されるとともに、シニア学生制度を設け学習優遇対策を講じるなど、市民の生涯学習の場として活用されるとともに、高く評価されている。さらに、厚木市をはじめとする周辺市町村との観光振興、地域産業の活性化、まちづくりへの参加等、地域の活性化に対して教員のみならず学生も積極的に関与している。

教員による研究成果の公表の場として、年に3回の学術誌を発行するとともに、大学ホームページの教員紹介では著書・論文・学会発表等を公開しており、教員の研究活動を推奨している。学内で発行される学術誌については査読を実施するとともに、教員に研究倫理プログラムを受講させることで、倫理的適切性を保証している。